

自主的避難等対象区域（郡山市）で美容室を営んでいたところ、原発事故後の混乱により、地震で破壊したガラス窓を直ちに修理することができず、店舗内の放射線量が高くなったとして除染目的で店舗の内装工事等を行った申立人について、除染費用として内装工事等に要した費用の一部が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

除染費用

（平成23年3月11日から平成24年3月末日まで）

以上

2 和解金額

被申立人は、第1項記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人に対し、金981,683円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 除染費用を裏付ける領収書原本の授受及びその返還

ア 申立人は、被申立人に対し、第1項記載の除染費用に関する領収書の原本を交付し、被申立人はこれを受領した。

イ 被申立人は、第1項記載の除染費用（ただし、同項記載の期間に限る。）に関し、前号の領収書原本上に、被申立人が申立人に対し同領収書金額のうち一部の支払をした旨及び支払金額を記載した後、申立人に対し、同領収書原本を返還する。

5 除染費用の重複請求を行わない旨の合意

申立人は、被申立人に対し、第1項記載の損害項目（除染費用。ただし、同項記載の期間及び第2項記載の金額に限る。）に関し、交付金、助成金、その他名目の如何を問わず、国や地方自治体等に対する請求を行わないことを約する。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

7 清算

申立人と被申立人は、第1項に掲げる損害項目（同項の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人と被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成26年11月19日

（仲介委員 藤田吉信）